

森田安一著

## 『スイス中世都市史研究』

田中俊之

本書は、スイスの代表的な中世都市チューリヒの発展を一貫して研究してこられた著者森田安一氏の二〇年にわたる業績をまとめた論文集である。本書に収録された各論文では、都市の生成、ツソフト闘争と支配体制の確立、都市と教会の関係、領域支配政策など、これまでも多くの研究者によって議論されてきた都市史の重要なテーマが網羅的に扱われている。だがこれらのテーマを通して都市を見る著者の目的は、個々のテーマに関する都市チューリヒの事例の新たな発見にあるのではなく、何よりもスイス中世都市の存在形態の独自性を示すことにある。従来ドイツ中世都市の一部分としてしか扱われてこなかったスイス中世都市を一つの独立した対象領域として摘出し、スイスの国家形成という観点から存在形態を見直すことによって、その独自性を浮き彫りにしようとするのである。しかもそこには一貫した分析視角が伴っている。従来から中世都市研究のキー概念の一つとされてきた「自

由と自治」のあり方を指標にスイス中世都市の独自性が探られるのである。本書の特色は、テーマの新しさではなく著者のこのような目的意識と分析視角の明確さに表れていると言えよう。

では、このような骨格を持った本書の意義はいったいどこにあるのだろうか。それには中世都市研究の現状が関わってくると思われる。ヨーロッパ中世都市研究は近年ますます盛んであり、研究史の見直しや考察対象の拡大などにあわせて多方面にわたって積極的に個別研究が進められている。このことは大いに歓迎すべきことではあるが、個別研究が進めば進むほど分析の対象も方法も多様化し細分化するのをもまた事実である。その結果、本来の研究目的は却って不鮮明となり、突破口を見出せないまま、ある種の混沌に陥ってしまう危険をはらんでいると言える。こうしたなかにあつて、中世都市研究の意味があらためて問い直され、一つの大きな幹に収斂させていく方向が意識され模索されることは必要なことではないだろうか。本書はそうした新しい方向をめざす試みの一つであり、そこに本書の意義も求められるであろう。しかし同時にその成果に関しては問題点を内包しているようにも思われる。以下において、本書に収められた八つの章の概要を紹介しながら、それぞれ簡単にコメントを加えた上で、本書の全体像について評者の感想を述べることにしたい。

## 二

序章「スイス中世都市史研究への展望」では、ヨーロッパ中世都市全体のなかでスイス中世都市の独自性を語りうる可能性が示される。その際、スイス中世都市をヨーロッパの近代国家形成の

問題との関連で捉えることが、著者の主張を決定する上での重要な視点になっている。すなわち、スイス中世都市の性格を決定づけたのはスイス盟約者団国家の形成であった。封建勢力支配からの「自由と自治」獲得を目的とした一二九一年の原初三邦による永久同盟を皮切りに、近隣の都市や農村が次々と同盟関係を結んでゆく。しかしさまざまな権力主体や支配形態の交錯すること同盟網のなかで、広大な領域支配を行う主要都市は「集合領主」として中小都市をその支配下に組み入れてゆく。著者の主張は、この「集合領主」としての主要都市による都市国家形成と、ソフット支配型都市の完全な「自由と自治」の享受が、スイスの歴史形成の重要なポイントになったという点にある。一方、一三世紀に急増し一四世紀に衰退する軍事的拠点としての建設都市に目を向けると、スイス盟約者団国家形成による国内の政治的安定が都市建設の必要性を失わせ、建設都市は主要都市の支配下に入ったということがわかる。このような実態のもとに、中世都市とは何かという問題が問い直される。その手続きは、複数の都市的指標を挙げ、それらの相互関係のなから都市度を測り、中世都市の理念像を得ることである。この測定によって都市概念の柔軟化が導かれ、規模の異なる都市の歴史的役割や意義の相違が明らかになる上、通時的に見ると、一つの都市の生成・発展の歴史的变化が把握できるという。これでチューリヒ史研究の意義が正当化されたことになる。本章は著者の全体的主張が最も明快に現れた、第一章以下の展開の大前提となる章であると言えよう。

第一章「都市チューリヒの成立——都市景観からの考察」は、近年活発に行われている考古学調査の成果をもとに、都市チュ

リヒの形成と発展を自治の拡大という観点から考察したものである。ツェーリンゲン家の支配のなかで形成された統一的な住民共同体が同家断絶後、政治的に自立して都市共同体に成長するに伴い、都市城壁の建設が本格化する。注目すべきなのは、この城壁建設期に各托鉢修道会が都市内に修道院を建設しているという事実である。著者はこの点について都市自治の進展にとっての切実で具体的な意味を読み取ろうとする。城壁に沿って都市中心部を囲う形に建設されている修道院の立地は托鉢修道院と都市の防御施設との密接な関係を示すものであるといっているのである。それは若い都市共同体が城壁や托鉢修道院の建物によって物理的に保護を求めていた結果であると同時に都市市民が精神的保護をも求めていた結果であった。しかも都市当局は、封建勢力でもあった教会との対立に際しても托鉢修道会運動を支持し、教会勢力に対抗するための力とするなど、托鉢修道会を意図的に利用したのであった。その意味で托鉢修道会は都市共同体の自治の拡大のために二重の役割を果たしたことになるという。本章では、従来から指摘されていた都市と托鉢修道会の関係について新たに地理的観点から興味深い分析がなされた。その解釈は理論的には大いに説得的ではあるものの、やや合理的に過ぎるきらいがあるように思われる。自治をめぐる両者の具体的な関係、特に托鉢修道会側の意図と意識がどのようなものであったのかという点が明らかにされると、より一層説得的になったのではないだろうか。

第二章「チューリヒにおけるツunft革命」は、一四世紀チューリヒのツunft闘争を革命と捉え、革命の原因および性格と革命前後の都市の政治体制の変化を「自由と自治」の確立という点

から制度的に追求しようとしたものである。著者は一三三六年の革命以後の公文書や年代記を分析し、門閥支配に対して政治的権利を求めた手工業者の不満に加え、市参事会や富裕市民の圧迫に対する騎士階級の不満が革命の第一要因であったと見る。革命以後の政治制度の変化からも、チューリヒのツンフト革命が、騎士階級を指導者とし、手工業者を共鳴盤とする政治的変革運動という性格を持っていたことが示される。しかしこれで革命が完結したのではなく、その後の度重なる変革に伴い、騎士階級に替わって勢力を蓄えていったツンフトがやがて都市政治を完全に担うことになり、かくしてツンフト支配型の都市体制が確立する。本章は、序章で示された著者の主張の根幹をなすツンフト支配型都市体制の確立までの推移を制度的に跡づけたものであるが、都市体制の制度的確立をどの程度「自由と自治」の目安にしうるのか、議論の余地を残しているように思われる。また従来の諸研究と同様、はたしてこのような角度からの分析がツンフト闘争の真の意味を把握することになるのかどうか、やや疑問である。

第三章「ツンフトマイスター寡頭政——一五世紀都市チューリヒの政治構造」では、第二章を受けて、ツンフト闘争を経た一五世紀のチューリヒでツンフトマイスター寡頭政が成立し瓦解する過程と社会・経済構造との関連が考察される。チューリヒでは他の都市の寡頭制支配とは異なる形態のツンフトマイスター寡頭政が一三九三年の『第三回誓約文書』を法的根拠として成立するが、それを可能たらしめたのはチューリヒがスイス盟約者団の主要メンバーとして積極的な領域拡大政策をとったことであった。そのため行政が都市当局に権力集中を要請し、それに唯一応じるこ

とができたのがツンフトマイスターであった。しかしツンフト間の経済的・政治的勢力差による不平や不満を内的理由として、やがて寡頭政は瓦解することになる。その後変革は繰り返され、ツンフト間の平等が配慮された『第四回誓約文書』を経て一四九八年の『第五回誓約文書』ではツンフトマイスターのなから選ばれるオブリストマイスターが権限を上昇させ、そこから新たな寡頭政が生まれ始める。本章では、三つの誓約文書に記された規定を検討することによって百年にわたる政治体制の経緯がたどられた。そのなかでツンフトマイスター寡頭政の成立と瓦解の要因についての説明は確かに説得的である。しかし全体的には都市当局の権力関係の推移の事実を詳らかに叙述するにとどまっている感がある。

第四章「宗教改革前における都市チューリヒの教会政策」は、一六世紀に導入されるツヴィングリによる宗教改革が都市的性格を帯びていた背景を説明すべく、宗教改革前の都市と教会の関係を考察したものである。都市外勢力であり都市の法秩序とは異なる教会の権勢や富が市民に与える影響力は大きく、それが都市当局にとっての有効な都市支配の妨げになるがゆえに、「自由と自治」の確立をめざす都市当局は必然的に教会政策に乗り出すことになる。教会裁判権、非課税特権、死手譲渡、聖職禄授与権、財産管理などの諸問題をめぐる闘争の末、都市当局は教会を自己の支配下に繰り入れることに成功する。本章ではその過程が詳しく叙述されたあと、ツヴィングリの理念が都市当局による聖職者・教会支配の確立の上に有効に作用した、すなわち、ツヴィングリの理念と都市当局双方の依存関係のなかで改革は展開し成長して

いったと結んでいる。議論はきわめてうまく整理されていると言  
えるが、分析されたのは都市当局の意図や行動のみであり、それ  
に対する教会側の意図や行動は全く窺い知ることができない。し  
たがって都市当局側の視点に立った物の見方しか提示できなくな  
る。教会側の対応を始めて議論を展開していく必要はなかったの  
だろうか。

第五章「都市チューリヒの領域支配政策」は、チューリヒが生  
み出した強力な領域支配の形成過程を論じたものである。都市の  
領域支配政策は時代を経て一円的・中央集権的支配の貫徹をめざ  
すようになり、それに抗した農民の蜂起が頻発した。ここでは、  
ツンフトマイスター寡頭政を崩壊させ、領域支配政策を一時後退  
させることになった一四八九年の農民蜂起の際の農民の『訴状』  
それに対する都市当局の『返答』、スイス盟約者団諸邦の『裁定  
状』から、チューリヒの領域支配政策の具体像が分析される。誓  
約、裁判権、軍事、徴税、自治権、経済生活、日常生活の問題を  
通して浮上するのは、都市の集権的支配と農村の自治の対抗関係  
である。結局、大枠において都市は有効な集権的支配の樹立に成  
功するが、その際、都市当局とラント住民の間の対話のバイブの  
存在、そして仲裁裁定を行ったスイス盟約者団の存在が重要な意  
味を持った。領域支配の確立は都市と農村、そしてそれを取り巻  
く盟約者団を含めた三者間の問題として存在していたのである。  
著者も指摘するごとく、この問題はスイスの国家形成の問題に拡  
がりうるものであり、その点で興味深い一章である。ただ、はじ  
めにツンフト政治体制および自治の維持・拡大のために領域支配  
を生み出したという把握がなされているからには、一四八九年の

蜂起がいかなる意味でツンフトマイスター寡頭政を崩壊させたの  
か言及が欲しいところではある。しかし本章全体としては、著者  
が序章で示した展望が十分に活かされた論文であると言えよう。

第六章「都市チューリヒ支配下の農村——ゲマインデ・シュテ  
ーファの場合」は、第五章を受けて、チューリヒ支配領域下の一  
農村地域シュテーターファを分析対象として限定し、一五・一六世紀  
の農民の生活世界の実態を考察しようとしたものである。著者は、  
一円的領域支配確立における体僕制の意義を重視するP・ブリッ  
タレの説に対し、地域差を考慮した体僕制のあり方の分析を目的  
とした上で、体僕としてのみ生きたのではない農民の実態に眼を  
向ける。そしてシュテーターファにおける支配構成と裁判構造、また  
結婚制限、死亡税、相続、土地売買などの法生活、村落共同体の  
成立、さらに宗教生活の側面から、土地領主・体僕領主としての  
修道院の権限の強さよりも荘民の家父長権の定着や荘民団体の結  
合が顕著であること、家父長を基盤とする村落共同体はその特権  
保護のために都市チューリヒに依存し、チューリヒは保護領主と  
して宗教を通じ内面的にも村落共同体を統制しようとしていたこ  
と、そして裁判領主としてのチューリヒは体僕制によらず上級裁  
判権を梃子に領域支配を確立しようとしていたことを導き出す。  
本章では、体僕とは異なる要素への注目により、修道院から自立  
して生活の重心を荘園から村落共同体に移し、政治的・経済的に  
都市国家チューリヒの統制下に吸収されてゆく農民の姿、農村の  
姿が明らかになる。しかしそのなかで体僕制の意義は必ずしも明  
らかになったとは言えないし、また一つの農村の分析からは西南  
ドイツ・スイスの地域差を明確に整理することはできないように

思われる。

終章「スイスにおけるツンフトと都市政治体制」では、いくつかの都市を例に、ツンフト支配型都市とツンフトの結成されない都市貴族支配型都市を比較することによってそれぞれの政治体制の相違を明らかにし、そのなかでツンフトの意義が問い直される。要するにツンフトの特徴とは、同職組合や仲間団体のような単なる経済団体ではなく市政担当に関わる政治団体であった。ツンフト支配型都市においてはツンフト構成の組み替えも政治的意図のもとに行われ、市民・非市民を問わずツンフト加入強制によって有効な都市支配の基盤がつけられた。そのなかでツンフト多重所属は、父親とは違うツンフトから市政に出たり、富裕商人層の市政参加を容易にするなど、厳格なツンフト政治体制を緩める結果となった。しかし都市支配体制の性格や同じ支配型都市における具体的な支配のしくみは、それぞれの都市の社会的・経済的・政治的条件、そして時代によっても大きく異なる。著者は、そうした政治体制の相違を越えて、領域支配に関わる官僚制的な新しい都市門閥の形成と市政運営がスイス都市の最大の特徴となったと結ぶ。本章の主目的は都市政治体制の類型とツンフトのあり方の考察であった。個々の都市レベルにおける支配の多様性を明らかにした点では成功していると言えよう。しかし著者が総括したように、個々の都市レベルから全スイスのレベルに視点を移した場合に都市政治体制の相違が意味を失うなら、本章で行った分析の意図が不鮮明となり、この主目的は活かされなかったことになる。何のための類型化なのかが問われよう。

評書

以上、各章の紹介とそれぞれについての感想を簡単に述べた。

各章とも個々のテーマに関する客観的分析はきわめて詳細かつ精密であり、都市チューリヒの社会構造そのものの究明は成功しているものと思われる。そこで次に、本書全体の議論に関して評者が感じたところを述べてみることにしたい。

### 三

すでに冒頭部でも触れたように、本書の目的は「自由と自治」を指標に、スイスの國家形成のあり方に注目しながら、スイス中世都市の存在形態の独自性を導き出そうという点にあった。この観点は序章において十二分に展開され、スイス中世都市論の全体的な眺望を明確に提示することに成功した。しかし第一章以下、本論の展開においては、著者の意図は十分に汲み取れるものの、結論への道筋がいま一つ明確には見えてこなかった。それは本書の論文集としての性格にも因るのであろうが、一つには著者の「自由と自治」というものの捉え方および「自由と自治」の自己の主張への結びつけ方に関わっているように思われる。

近年のヨーロッパ中世都市研究がドイツ、フランス、ベルギーを中心に新たな展開を示し、それに応じて日本の学界においても森本芳樹氏らによってヨーロッパ中世都市像の再検討の作業が積極的に進められてきたことは周知のとおりである。プラーニッツに代表される通説的理解、すなわち周辺農村との対抗図式で中世都市を捉え、かつ遠隔地商人の主導によって形成された水平的・市民的な「自由と自治」の空間を中世都市の本質とする見方は批判され、都市と農村の相互依存的経済交流を検証するなかから、水平的結合を核とするよりもむしろ領主制的色彩の濃い、領主権

力による積極的な都市の形成と発展を特徴とする中世都市像が新たに浮上してきた。そのなかにあって、中世都市の「自由と自治」は、権威への従属および上からの特権と理解されたのである。この動向に示されるように、封建的枠内での、いわば上から容認される「自由と自治」は従来のような下から勝ち取る「自由と自治」の捉え方とは明らかに異なる把握のしかたであり、これに賛同するにせよしないにせよ、「自由と自治」を問題にする際にはこの新たな動向が認識されなくてはならなくなった。したがって本書においても著者の「自由と自治」に対する認識が問題になる。では著者はその主張の根幹をなしている「自由と自治」というものをどのように押さえているのであろうか。

著者は本書の序章において「自由と自治」に関するこの動向をふまえた上で、「スイス都市史にとつては封建的性格をもった「自由と自治」こそが歴史形成の重要なポイントであり」(一〇頁)と述べ、自己の主張のキーワードである「自由と自治」を近年の動向に沿ったものとして把握している。このことから著者は「自由と自治」という言葉を従来とは異なる像のもとに使っていると判断できる。しかし著者が本書の中核になると言っている第二・三・四章をはじめ、終章に至るまでの各論文の随所で用いられている、または意識されている「自由と自治」からは、著者が近年の動向をふまえて把握したはずの封建的性格を持った「自由と自治」なるもののイメージは湧いてはこない。むしろ従来どおりの水平的結合を核とする下からの「自由と自治」像が感じられなければならないのである。確かに本書ではブラーニッツの言うような遠隔地商人を担い手とする「自由と自治」の構築という捉え方は

されてはいない。しかし「自由と自治」そのものの性格については、およそ近年の動向に示されるような方向性は本書からは見えてはこない。それは、本書に収められた各々の論文の基盤となつたものがゲノッセンシャフトリヒな精神に支えられた下からの「自由と自治」であり、こうした性格の「自由と自治」が本書全体の骨格を形成していくものとして捉えられていることに因る。しかし何よりも、「自由と自治」をどう定義づけるかという根本命題に対して、或いは「自由と自治」の封建的性格について本書の場合どこがどう封建的なのか、その封建的な「自由と自治」は従来の「自由と自治」とどこがどう異なるのかという点に関して、著者が具体的な見解を表明していないことが最大の問題であると思われる。著者が都市内部の「自由と自治」に関して従来とは違う像をはたして明確に把握していたのかどうかは知りえないが、表現上は近年の動向に沿った捉え方をしている、実質的内容は従来の捉え方と何ら変わるところがないのであれば、結局のところ、近年の動向をふまえる意味がなくなってしまうのではあるまいか。自己の主張の根幹をなす「自由と自治」の性格およびその捉え方を十分に見据えた上で、近年の動向に対する著者自身の評価と著者の考える「自由と自治」の意味内容を明示する必要があるように思われる。

こうした「自由と自治」に対する把握の曖昧さはスイス中世都市の独自性という視点にも影響を与えている。はたして著者が意図したごとくスイス中世都市の独自性なるものは示されたのであろうか。

この点に関して著者は、スイスの近代国家形成に着目し、スイ

ス盟約者団としてチューリヒをはじめ「主要都市は広大な領域支配を行ない、いわば「集団領主」となり、中小都市はその支配下に次第に繰り入れられる運命を辿った。ここにスイス独自の中世都市史を語りうる可能性がある」(三頁)と述べ、「領域國家論としてスイス都市論の独自の展開」(一〇頁)を明らかにしようとしている。確かに著者の着眼はスイスの独自の方向性を示すものであるうし、したがって本論のなかでこのことがいかに論じられるかが期待されたのである。しかし本論で実際に論じられたのは主としてチューリヒにおけるさまざまな歴史的テーマの制度的側面であって、特にそこからドイツ中世都市とは異なる、スイス中世都市の独自性を際立たせるような結論が導き出されているわけではない。論理的な順序としては矢印が逆であって、図式的に言えば、個々の分析を通じてスイス中世都市の独自性という一つの方向性が見出されるのではなく、むしろすでに提示した、可能性としての独自性を前提として分析結果そのものを見直し、そこに合理的な意味が与えられているのである。その際、意味づけの根拠となったのはつねに「自由と自治」という言葉であった。しかし実際には「自由と自治」という表現のみが独り歩きしていたように感じられる。事実、本書にはその具体的な姿は示されてはおらず、分析のここかしこで漠然と、スイス中世都市の独自性という方向を示唆する言葉として存在するのみである。したがって、具体的に「自由と自治」のどのようなあり方がスイス中世都市の

独自性に結びついていくのかは決して明らかではないのである。よって「自由と自治」の具体的な姿とそれをめぐる都市内外の諸關係を時代ごとに説き明かしながら、提示した可能性を裏づけていく議論を展開していく必要があったように思われてならない。結局、個々の分析結果、スイス中世都市の独自性、「自由と自治」の三者の論理的な因果關係がいま一つ不鮮明で、こうした点からも著者本来の意図は齟齬をきたしているように感じられる。

#### 四

これまで評者は本書を主に批判的に論評してきたが、これは本書のうま味を十分に味わったあとの無いものねだりにすぎないのかもしれない。言うまでもなく本書は著者の二〇年にわたる研究の軌跡であり、独自の中世都市論を展開しようとした著者の研究の結晶である。かつてこれほどまで明確に、國家形成に関わる視点で一都市の歴史を捉えた研究書はなく、中世都市研究者にとって待望の一冊であると言える。スイス建国七〇〇年祭にあわせて世に出された本書の完成を慶びたい。と同時に、評者の誤読・誤解や理解力不足から来る的はずれな批評に関しては、著者の御寛容を乞うばかりである。

(A5判 三三二一三〇頁 一九九一年九月 山川出版社 八五〇〇円)  
 (京都大学大学院生)